

行 経 第 102 号
令和 6 年 3 月 19 日

水戸市監査委員 様

水 戸 市 長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、通知します。

(参考) 監査の結果に基づく対応状況 (教育委員会所管分を含む。)

監査実施 年度	テーマ	指摘等 の件数	対応状況			
			区分	R 4年3月2日 通知 (件数)	R 5年3月20日 通知 (件数) ※ () は累計数	R 6年3月19日 通知 (件数) ※ () は累計数
R 2年度	公有財産等の管理に関する財務事務の執行について	指摘 37件	措置済み	14	17 (31)	1 (32)
			措置を要しない理由のあるもの	3	— (3)	— (3)
			対応中	20	3	2
		意見 24件	措置済み	4	3 (7)	1 (8)
			措置を要しない理由のあるもの	2	— (2)	— (2)
			対応中	18	15	14
R 3年度	外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について	指摘 28件	措置済み	/	16	6 (22)
			措置を要しない理由のあるもの		1	— (1)
			対応中		11	5
		意見 25件	措置済み		9	5 (14)
			措置を要しない理由のあるもの		1	— (1)
			対応中		15	10

監査実施 年度	テーマ	指摘等 の件数	対応状況			
			区分	R 4 年 3 月 2 日 通知（件数）	R 5 年 3 月 20 日 通知（件数） ※（）は累計数	R 6 年 3 月 19 日 通知（件数） ※（）は累計数
R 4 年度	水戸市上下水道局における財務事務の執行及び管理の状況について	指摘 16 件	措置済み	/	/	5
			措置を要しない 理由のあるもの			—
			対応中			1 1
		意見 26 件	措置済み			2
			措置を要しない 理由のあるもの			—
			対応中			2 4

対応状況については、1件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは、当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	教育部生涯学習課	
報告書ページ	120	区分別 の番号	指摘事項	
			意見	4
指摘事項等 の内容	<p>旧みと好文カレッジ跡地について財産活用課が引継ぎをうけるべきこと</p> <p>教育財産の貸付について、大部分が実質的に用途廃止となっているものの、教育財産と区分したうえで10年以上、同一の民間事業者へ駐車場として貸し付けている以下の土地がある。</p> <p>土地名称：旧みと好文カレッジ跡地 所在：水戸市梅香1丁目254番の1 面積：767.86 m²</p> <p>この土地は、老朽化により平成20年3月末をもって閉鎖した旧みと好文カレッジの跡地であり、その一部は市指定史跡「藤田東湖生誕の地」となっており、「生誕の地石碑」「藤田東湖像」「産湯の井戸跡」が設置されている。</p> <p>旧みと好文カレッジ跡地全体が教育財産のまま区分されている理由は、上記史跡の地であり石碑等が設置されているためとのことである。</p> <p>ところで、教育財産とは「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産」(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号)である。</p> <p>平成21年10月の貸出当初の決裁文書において「みと好文カレッジ跡地については(中略)具体的な整備計画を策定し整備に着手するまでの暫定利用として(中略)使用許可をすることとした」との記載があるが、暫定利用が10年以上も続いている。10年以上にわたってその大部分が教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供されていない現状を踏まえると旧みと好文カレッジ跡地全体が教育財産とはいえない。</p> <p>そのため、本来ならば具体的な教育財産としての活用目的がなく暫定利用をすると判断した時点において「普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理</p>			

	<p>に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない」（地方自治法第 238 条の 2 第 3 項）が、引き継ぎがなされていない。</p> <p>また、市長としても教育財産として活用されていない現状について「普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる（地方自治法第 238 条の 2 第 1 項）」ところ、必要な措置を講ずべきことを求めている。</p> <p>土地面積の大部分が当初の用途を廃止している旧みと好文カレッジ跡地については市長においては必要な措置を講ずべきことを求め、教育委員会においては旧みと好文カレッジ跡地全体を教育財産とするのではなく現状の利用実態・今後の活用見込みを踏まえ利用目的ごとに区分し、教育財産としての用途を廃止する場合には市長への引き継ぎを速やかに行う必要がある。</p>
<p>講じた措置の内容等</p>	<p>包括外部監査の意見を受け、「生誕の地石碑」、「藤田東湖像」、「産湯の井戸跡」については、引き続き教育財産として教育委員会が所管することで整理し、教育財産以外の土地は、令和 5 年 12 月に財産活用課に引き継ぎを行った。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	総務部財産活用課	
報告書ページ	134	区分別 の番号	指摘事項	27
			意見	
指摘事項等 の内容	<p>所有地の状況について確認すべきこと</p> <p>土地の処分に当たっての調書を閲覧すると、その上に私有財産である建物が建設されている事例が散見されている。</p> <p>規則第 199 条において、「財産事務取扱者は、法第 238 条に規定する公有財産を常に良好な状態において管理し、その目的に応じ、最も効率的な運用をするように努めなければならない」と規定している。</p> <p>本来であれば、公有財産・普通財産である土地を利用する場合には規則に基づき行政財産にあっては使用の許可又は契約を、普通財産にあっては契約を締結しなければならないものである。しかし、私有財産である建物が建設されていた状況で売払われた土地においては、土地の賃貸借契約を締結されていない状況であった。担当者に過去の経緯について質問したところ、不明との回答であった。市の財産である土地のうえに許可なく私有財産が建設されると、市有財産の利活用に支障が生じることはもとより、本来収受すべき賃借料が収入されず市の財政を毀損することになる。</p> <p>市の財産を効率的・効果的に活用していくためにも、規則第 199 条に定められているとおり、公有財産を良好な状態において管理する必要がある。廃道敷・排水路敷など狭小な土地で市内各地に散在している土地が多数存在しているため、すべての土地について私有財産に侵害されることがないように見回りを行うことは困難なことではあると思慮される。しかし、困難であるからと言って何もしないのでは「常に良好な状態において管理」しているとはいえない。</p> <p>そのため、職員の過大な負担とならないように毎年ではなくある程度の期間を設け、その期間内で全ての市の財産の現況を確認するなどの方策を実施していく必要がある。</p>			

<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>指摘事項に記載された「私有財産である建物が建設されている事例」は、廃道敷、廃水路敷の市有地を指すと思われる。これらの公有財産は、道路管理課が所管しており、隣接地所有者等への売払いを行う際に財産活用課に所管換えされる。</p> <p>道路管理課では、所管している公有財産の見回りを定期的を実施しており、その中で不適正な利用を発見した場合には、行為者に対して指導を実施している。</p> <p>また、財産活用課の所管する公有財産については、段階的に見回りを実施し、現況確認や無断使用者への指導等、適正な管理に努めている。</p> <p>他の部署が所管する公有財産についても、良好な状態において管理するため、定期的な見回りの実施や不正利用者への指導の実施等について、令和5年10月に文書で通知した。</p>
-----------------------	---